

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（10）」
2. 日時：平成30年2月1日 13時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 13階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、糸川安全審査官

検査グループ専門検査部門

川下企画調査官、森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田統括技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、橋倉技術研究調査官、  
北条技術研究調査官、皆川技術研究調査官、坂本技術参与、船田技術参与、  
菊池技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 所長代理 他15名

## 5. 要旨

- (1) 燃料有効長頂部の寸法値の誤り及び特別点検（原子炉圧力容器）における点検範囲について
  - 日本原子力発電から、燃料有効長頂部の寸法値の誤り及び特別点検（原子炉圧力容器）における点検範囲について、資料に基づき説明があった。
  - 原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。
    - 当該事案に対する今後の対応等については、改めて整理して説明すること。
    - 原子炉圧力容器に対する追加のUT試験について、スケジュール等を含め説明すること。
  - 日本原子力発電から、了承した旨回答があった。
- (2) 劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効、照射誘起型応力腐食割れ、電気・計装品の絶縁低下）について
  - 日本原子力発電から、劣化状況評価（2相ステンレス熱時効、照射誘起型応力腐食割れ、電気・計装品の絶縁低下）について説明があった。
  - 原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【劣化状況評価（2相ステンレス熱時効）】

- 補足説明資料について、記載内容の技術的根拠について記載を充実させること。

【劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ）】

- 補足説明資料について、規格の出典、評価対象の材質等の記載を追加すること。
- 評価対象機器について、現状保全、予防保全や評価の妥当性等の追加説明を行うこと。

【劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下）】

- 事故時雰囲気内で機能要求のある電気設備について、長期健全性試験で考慮した事故プロファイルを示し、試験条件の妥当性を説明すること。
- 震災時の格納容器内の温度上昇によるケーブルへの影響評価について、旧 JNES の ACA 研究で算定した活性化エネルギーを用いて評価すること。
- 高圧ポンプモータの長期健全性評価における、加速劣化試験の試験条件の妥当性について、評価上考慮した部位ごとに定量的に評価し説明すること。
- 重大事故環境下で機能要求のあるケーブルの長期健全性評価試験の判定試験の選定の考え方を説明すること。
- 電気ペネトレーションの評価において、重大事故、設計基準事故を考慮した評価を行っていることを明確に記載すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請書及び設置変更許可申請の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値について」
- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請書の特別点検結果報告書における原子炉圧力容器の試験対象部位について」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 劣化状況評価（電気・計装品の絶縁低下） 補足説明資料」